



○長野県告示第573号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

1 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ニコニコ村 訪問介護事業所	茅野市米沢192番地3	平成14年11月1日
プラムの里訪問介護ステーション	上伊那郡宮田村4804番地1	〃 〃

2 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社浅間介護センターデイ サービスセンターわが家	長野市大字大豆島1655番地3	平成14年11月1日
宅老所さくら	長野市吉田5丁目22番1号	〃 〃
NPO法人あすなる元気かい	松本市清水1丁目4番7号	〃 〃
ふれ愛センター伊那北	伊那市大字伊那1870番地11	〃 〃
ほっとハウスかたつむりの家	大町市神栄町2791番地1	〃 〃
デイサービスセンター茜	佐久市岩村田1854番地1	〃 〃
宅老所「露風庵」	佐久市中込3丁目19番地4	〃 〃
大庭の家	小県郡真田町大字傍陽11462番地	〃 〃
戸沢の家	小県郡真田町大字長3928番地1	〃 〃
デイサービスセンターほの香	下伊那郡松川町上片桐1298番地26	〃 〃

3 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
矢嶋内科医院デイケアサービス	茅野市ちの3494番地	平成14年11月1日
通所リハビリテーションさくら	埴科郡戸倉町大字磯部767番地4	〃 〃

4 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
医療法人仁雄会穂高病院	南安曇郡穂高町大字穂高4634番地	平成14年11月1日

5 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
つりがね草	松本市芳川野溝字野溝806番地	平成14年11月1日

6 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ダスキンレントオール松本ステーション	松本市大字芳川小屋628番地3	平成14年11月1日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定を、次のとおり行った。

平成14年11月11日

長野県知事 田 中 康 夫

指定介護療養型医療施設

施設 の 名 称	所 在 地	指 定 し た 年 月 日
医療法人仁雄会穂高病院	南安曇郡穂高町穂高4634	平成14年11月1日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

1 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
組合立諏訪中央病院	茅野市玉川4300番地	平成14年9月30日

高齢福祉課

○長野県告示第576号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

名称	所在地	認定の有効期限
菅沼病院	飯田市鼎中平1970	平成17年11月10日

医務課

○長野県告示第577号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

松本市

2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・4・48号平田野溝線
3・5・49号平田駅東口線
3・2・29号長野飯田線

3 事業施行期間

平成14年11月11日から
平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

松本市平田東二丁目及び平田西二丁目地内

(2) 使用の部分

松本市平田西二丁目地内

都市計画課

○長野県告示第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画道路事業 3・5・26号浅川若槻線
3・5・27号返目浅川線
- 3 事業施行期間
平成14年11月11日から
平成18年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野市神楽橋、浅川四丁目及び浅川二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

○長野県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 御岳王滝黒沢線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡三岳村7081番の1地先から
木曾郡王滝村211番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年11月12日

道路維持課

○長野県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 御岳王滝黒沢線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡王滝村3188番の8地先から
木曾郡王滝村3240番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年11月11日

道路維持課

○長野県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 御岳王滝黒沢線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡王滝村3152番の1地先から		旧	m	km
木曾郡王滝村3240番の1地先まで			5.2~16.2	0.7752
同	上	新	5.2~16.2	0.7752
			8.0~30.0	0.8316

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 御岳王滝黒沢線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡三岳村7081番の1地先から		旧	m	km
木曾郡三岳村211番の1地先まで			6.2~32.2	0.4680
同	上	新	6.2~32.2	0.4680
			11.4~41.4	0.4795

道路維持課

○長野県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月26日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御岳王滝黒沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡三岳村7081番の1地先から 木曾郡王滝村211番の1地先まで	旧	6.2~32.2 ^m	0.4680 ^{km}
		11.4~41.4	0.4795
同 上	新	11.4~41.4	0.4795

道路維持課

○長野県告示第583号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所及び町村役場に備え置く。

平成14年11月11日

長野県知事 田 中 康 夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
大山	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域	木曾郡 南木曾町	吾妻		4656番12	1号
					4657番10	2号
					4657番16	3号
					4672番3	4号
					4671番2	5号及び
						6号
					4672番1	7号
					4657番12	8号
					4621番5	9号
					3154番233	10号
					3154番188	11号

須原駅 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱6号と7号を結んだ線、標柱7号と平成10年9月17日長野県告示第473号で指定した須原駅急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号を結んだ線、標柱4号と5号を結んだ線及び標柱5号と右に掲げる地番の土地に存する標柱6号を結んだ線に囲まれた区域	木曾郡 大桑村	須原 "	581番12 622番1	6号 7号
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	---------	-----------------	----------

砂 防 課

○長野県長野地方事務所告示第11号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成14年10月29日、次の者を売りさばき人に指定した。

平成14年11月11日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

名 称
さかえや文具店

住 所
長野市上松4丁目5-12

会 計 局